

○常勤役員の給与等

1. 給与

給与の種類	支給基準
(1) 俸給	俸給月額 理事長 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第十一指定職俸給表に定める5号俸の俸給月額を超えない範囲 常務理事及び理事(常勤) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第十一指定職俸給表に定める3号俸の俸給月額を超えない範囲
(2) 地域手当	俸給月額×0.2
(3) 特別手当	$[(\text{俸給月額} + \text{地域手当}) + (\text{俸給月額} \times 0.25) + ((\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 0.2)] \times \text{支給割合(年3.35月)}$

2. 退職手当

退職時における俸給月額 × 0.28 × 在職期間(月数)